

◎新潟県労働委員会告示第3号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、上越市ガス水道局の職員が結成し、又は加入する上越ガス水道労働組合について、上越市ガス水道局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成29年8月23日次のとおり認定した。

なお、昭和49年新潟県地方労働委員会告示第3号は廃止する。

平成29年9月5日

新潟県労働委員会

会長 兒玉 武雄

勤務箇所	役職名
ガス水道局	管理者 局長 課長 総務課経営企画室長 施設整備課浄水センター長 施設整備課営業所長 総務課副課長 総務課経営企画室副室長 総務課総務係長 総務課契約管財係長 総務課経営企画室企画経理係長